

第 47 回大阪府学校教育審議会

日 時：令和 5 年 8 月 16 日（水）10：00～
会 場：ホテルプリムローズ大阪 3 階 高砂

次 第

1 開 会

2 審 議

（1）ゲストスピーカーによる講演

「普通科改革について」

文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付
参事官補佐 白川 由梨 氏

（2）府立高校における普通科改革について

（3）多様なニーズに応える学習機会の確保について

3 閉 会

配付資料

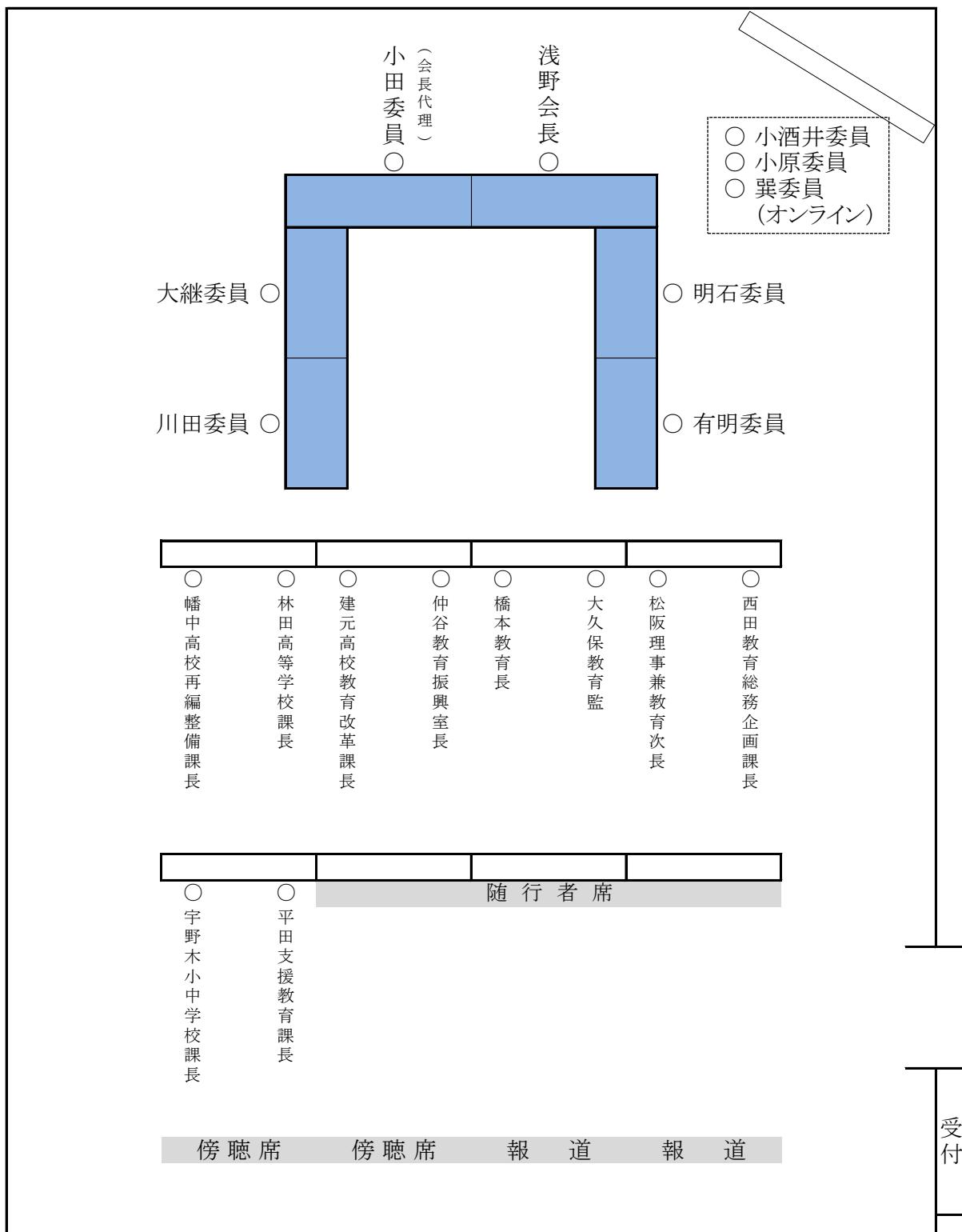
- ・次第
- ・大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・配席図
- ・第 47 回大阪府学校教育審議会資料
- ・大阪府学校教育審議会規則

第47回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

氏名	職名	分野	第46回会議	備考
明石 一朗	関西外国語大学短期大学部 教授	教育学	出席	
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 特任教授	教育学	出席	会長
有明 三樹子	りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役	企業関係者	出席	
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育、国際教育	欠席	
大継 章嘉	大阪教育大学 学長補佐 特任教授	教育学、教育行政	出席	
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長 教授	特別支援教育	出席	会長代理
川田 裕	学校法人常翔学園 理事	工学	出席	
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)	
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)	
巽 葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラー スーパーバイザー	臨床心理学、発達心理学 学校臨床	出席 (オンライン)	

配席図



第47回学校教育審議会資料

目 次

1 講演「新時代に対応した高等学校改革の推進」文部科学省 白川 由梨氏	1～20ページ
2 普通科改革の他府県事例	21～25ページ
3 普通科改革の方向性	26～28ページ
4 多様なニーズに応える学習機会の保障	29～30ページ



文部科学省

新時代に対応した高等学校改革の推進

令和5年8月16日 大阪府学校教育審議会

文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化 【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
(a)高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
(b)教育課程の編成及び実施に関する方針
(c)入学者の受け入れに関する方針

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- 普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。
- 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
(a) 学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。
(b) 地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。
(c) 上記2学科は、関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

- ・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

- ・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面向的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクリーニングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参考して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

- ・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ 学校間連携制度の対象拡大

- ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ 少年院の矯正教育の単位認定

- ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行

◆ 単位制課程における教育課程の情報の公表

- ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

普通科改革等に関する制度改正の背景

学科数で5割以上、生徒数で7割以上を占める普通科

現状

- ✓ 「普通」の名称から生じる
一斉的・画一的な学びの印象

現状

- ✓ 多くの生徒がいわゆる**文系・理系**に分かれ、
特定の教科について十分に学習しない傾向

方策

- ✓ 各校のスクール・ミッション等に応じた
特色化・魅力化の推進
- ✓ 各校の**取組の可視化・情報発信の強化**
- ✓ 当該学科の**特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることを可能化**
- ✓ **どのような学科を設置するかについて**
現在の国際社会、国家、地域社会を取り巻く環境や、高校生の多様な実態を踏まえて**各設置者が検討**

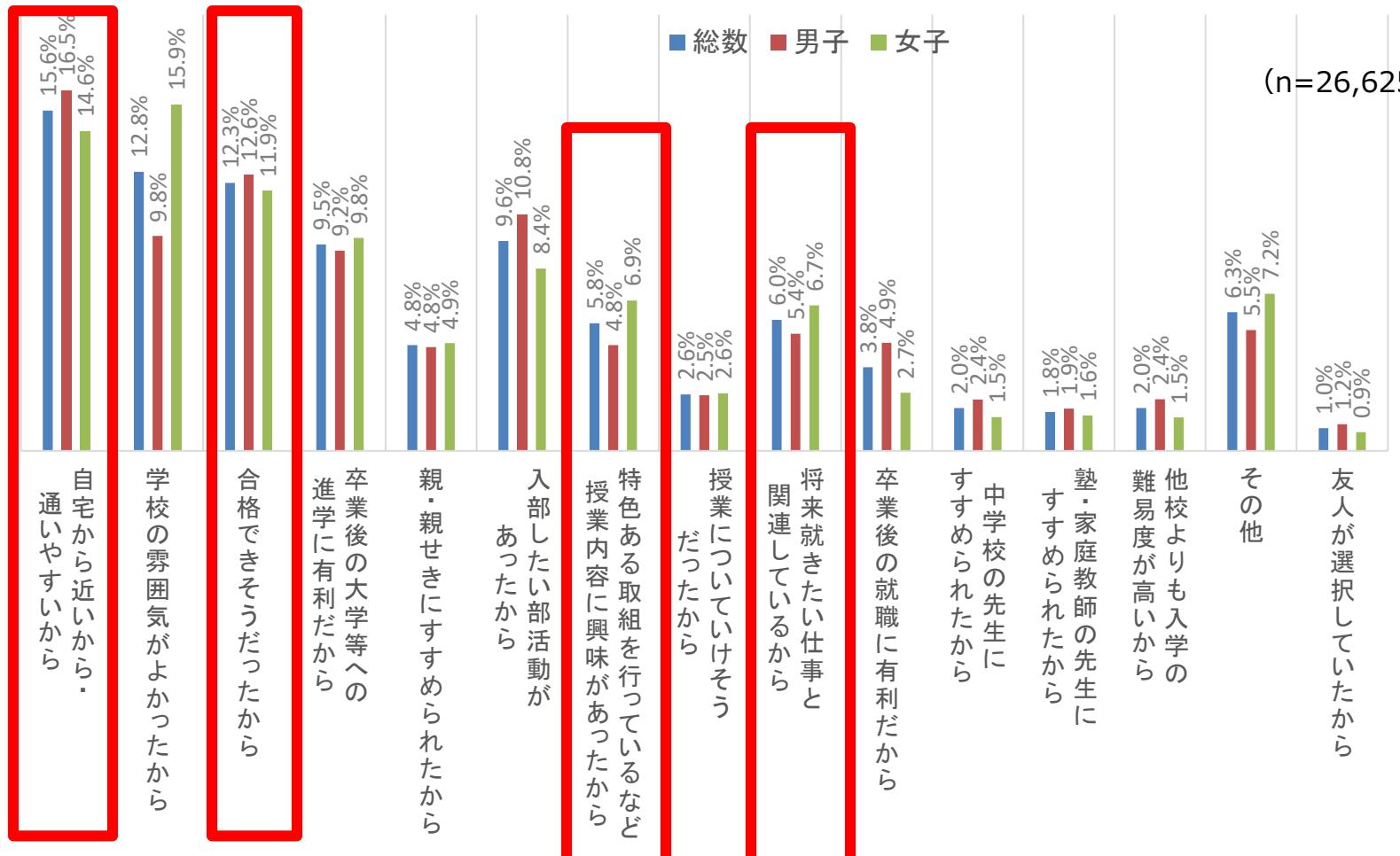
方策

- ✓ 従来の文系・理系の類型分けは普遍的なものではない
- ✓ **一人一人の生徒にとって将来のキャリア形成に必要となる科目の学習の機会が確保されない状況を改め、総合的な探究の時間を軸に教科等横断的な学びに取り組むなど、生徒が多様な分野の学びに接することができるようになることが重要**

在籍する学校を選択した理由（縦断調査）

学校選択の理由は、「自宅から近い・通いやすい」、「学校の雰囲気がよかつた」、「合格できそうだった」が上位。

現在通っている学校を選択したのはどのような理由からですか。（特に強い理由を一つ選択）



在籍する学校を選択した理由 × 進路選択の満足度（縦断調査）

積極的な動機付けにより学校選択を行った者は、進路選択の満足度が高い傾向にある一方で、他者にすすめられた等、他律的な動機付けによる学校選択を行った者は、進路選択の満足度が低い傾向。

男子

将来就きたい仕事と
関連しているから

学校の雰囲気がよかったから

特色ある取組を行っているなど
授業内容に興味があったから

他校よりも入学の
難易度が高いため

卒業後の大学等への
進学に有利だから

入部したい部活動が
あったから

卒業後の就職に有利だから

自宅から近いから・
通いやすいから

親・親せきにすすめられたから

塾・家庭教師の先生に
すすめられたから

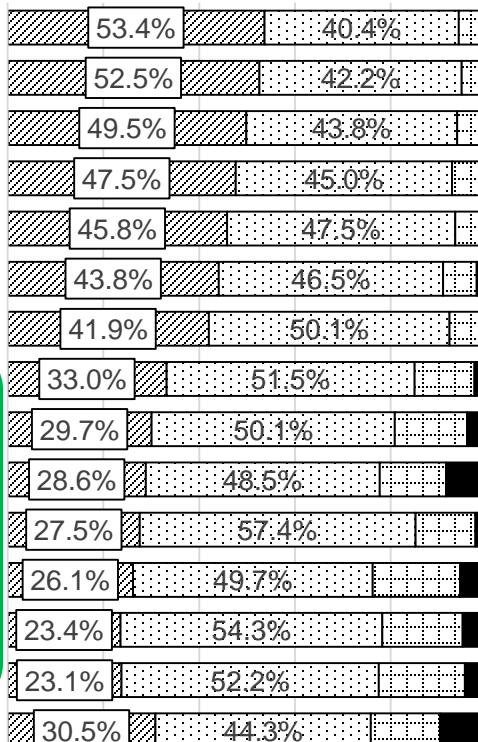
授業についていけそう
だったから

友人が選択していたから

合格できそうだったから

中学校の先生に
すすめられたから

その他



女子

学校の雰囲気がよかったから

将来就きたい仕事と
関連しているから

特色ある取組を行っているなど
授業内容に興味があったから

他校よりも入学の
難易度が高いため

入部したい部活動が
あったから

卒業後の就職に有利だから

卒業後の大学等への
進学に有利だから

授業についていけそ
うだったから

自宅から近いから・
通いやすいから

親・親せきにすすめられたから

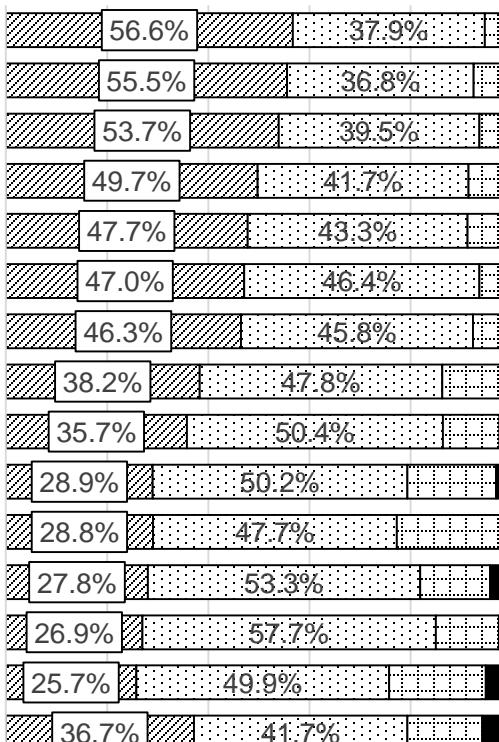
友人が選択していたから

塾・家庭教師の先生に
すすめられたから

中学校の先生に
すすめられたから

合格できそうだったから

その他



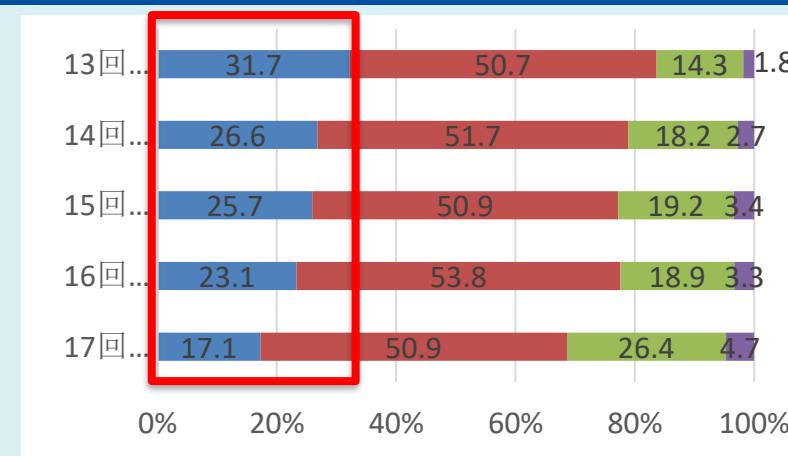
(出典) 文部科学省・厚生労働省「第16回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和元年8月）

学校生活の満足度（縦断調査）

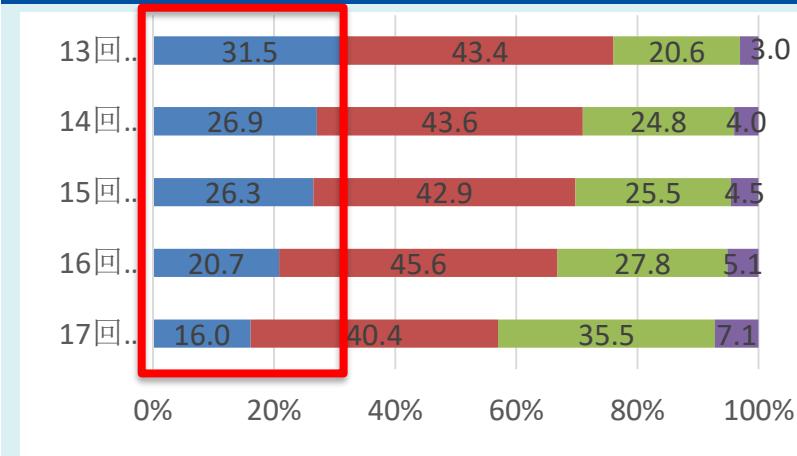
学校での学び・授業の満足度・理解度について、学年が上がるとともに低下傾向。

■ とてもそう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない ■ まったくそう思わない

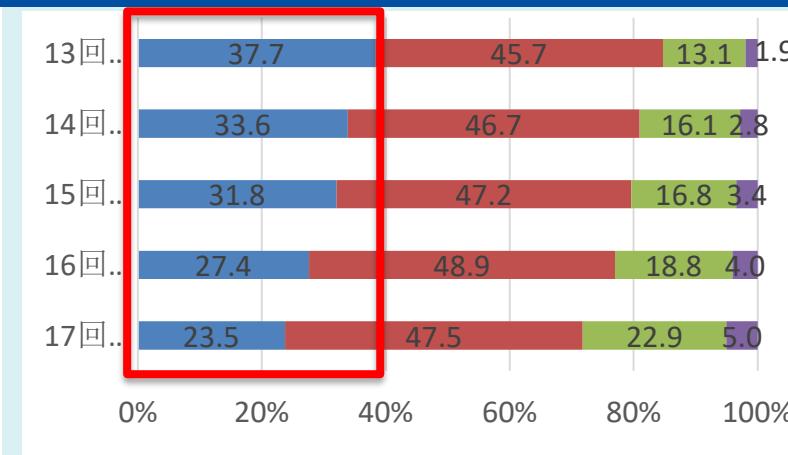
ためになると思える授業がたくさんある



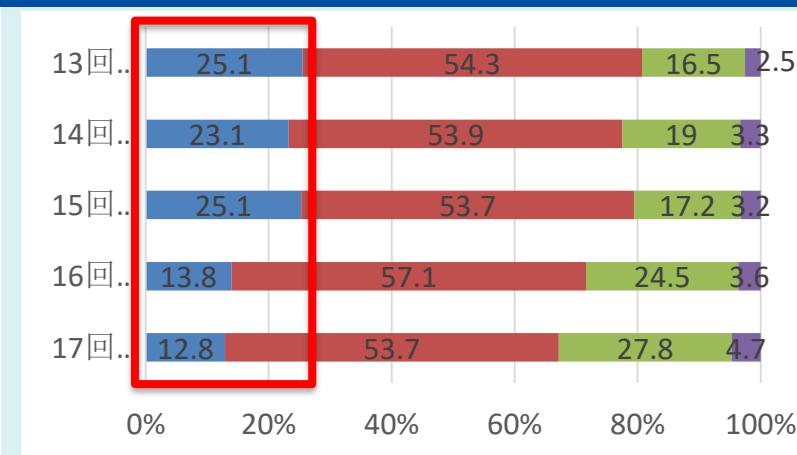
楽しいと思える授業がたくさんある



学校の勉強は将来役に立つと思う



授業の内容をよく理解できている

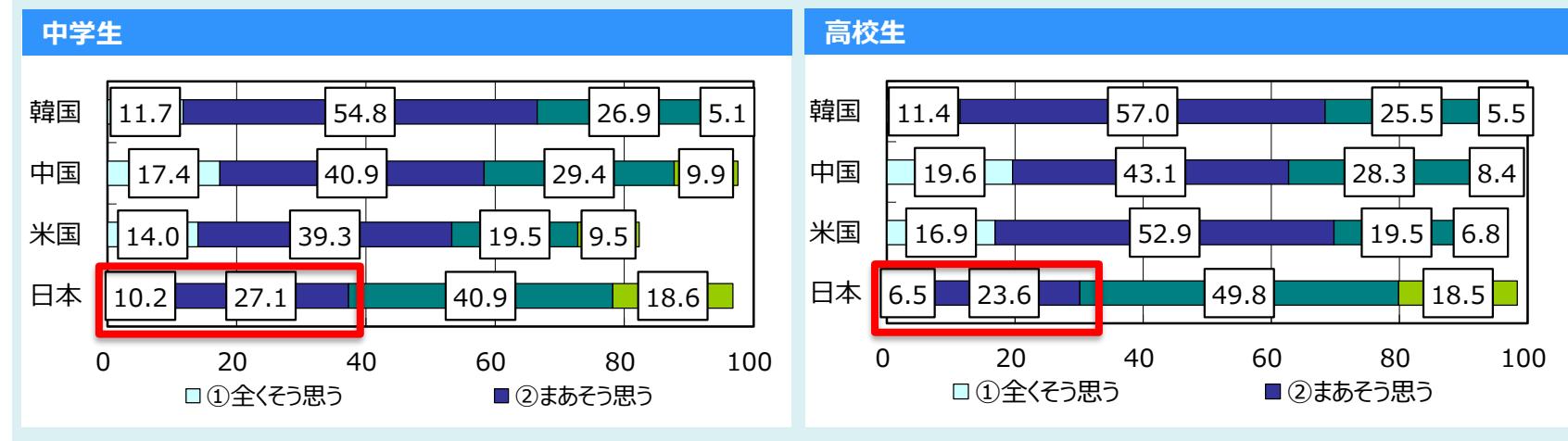


(出典) 文部科学省・厚生労働省「第17回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（平成30年）

生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

他国の生徒に比べ、日本の生徒は、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」、「自分で国や社会を変えられると思う」という意識や、「社会課題について、家族や友人など回りの人と積極的に議論している」という割合が低い。

【問】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない。



(出典) (財) 一ツ橋文芸教育振興協会、(財) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 –日本・アメリカ・中国・韓国の比較– (2009年2月)」

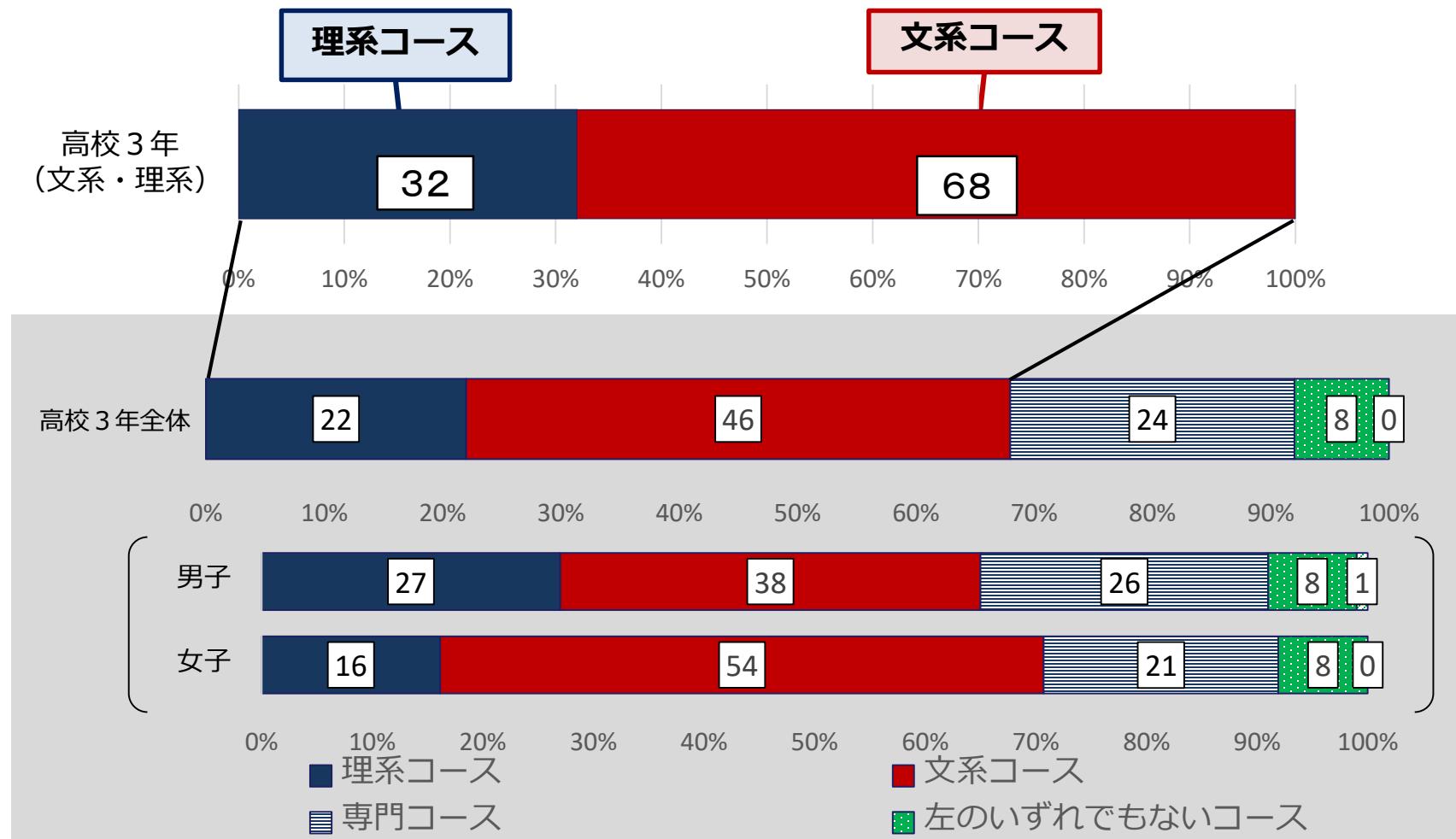
【問】あなた自身について、お答えください。(※各設問「はい」回答者割合、各国n=1000)



(出典) 公益財団法人日本財団「18歳意識調査 第46回『国や社会に対する意識 (6カ国調査)』(令和4年)

高等学校生の文系・理系の選択状況について

- 高校の3校に2校（66%）では、文系・理系のコース分けを実施している。
- 高校3年（文系・理系）のうち、理系コースで履修する生徒の割合は32%、文系コースで履修する生徒の割合は68%である。

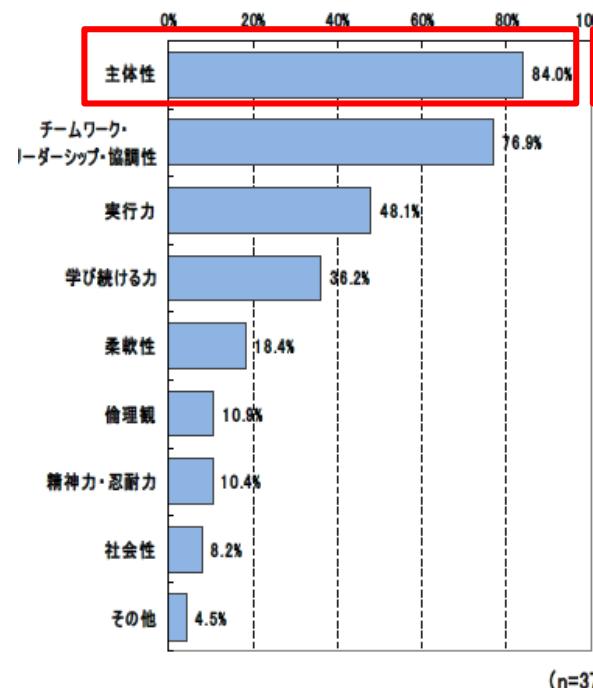


(出典) 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」（2013年3月）

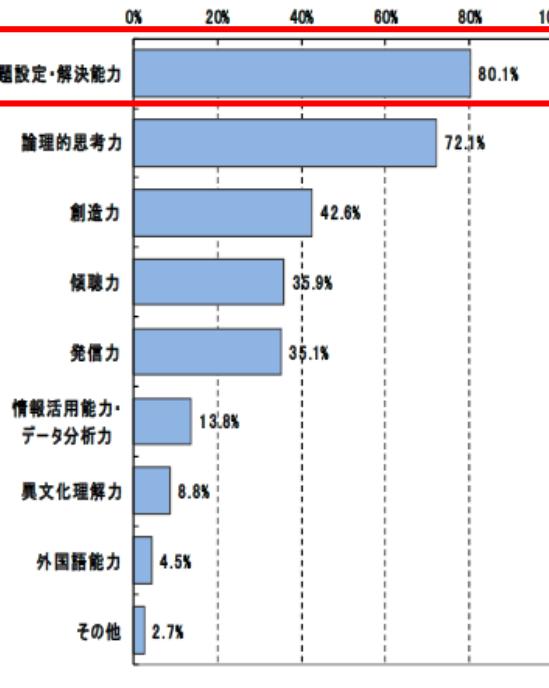
大学卒業者に特に期待する資質・能力・知識

大学卒業者に期待される資質・能力・知識として、特に期待する資質は「主体性」、特に期待する能力は「課題設定・解決能力」、特に期待する知識は「文系・理系の枠を超えた知識・教養」と回答した企業が最多であり、探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育が求められている。

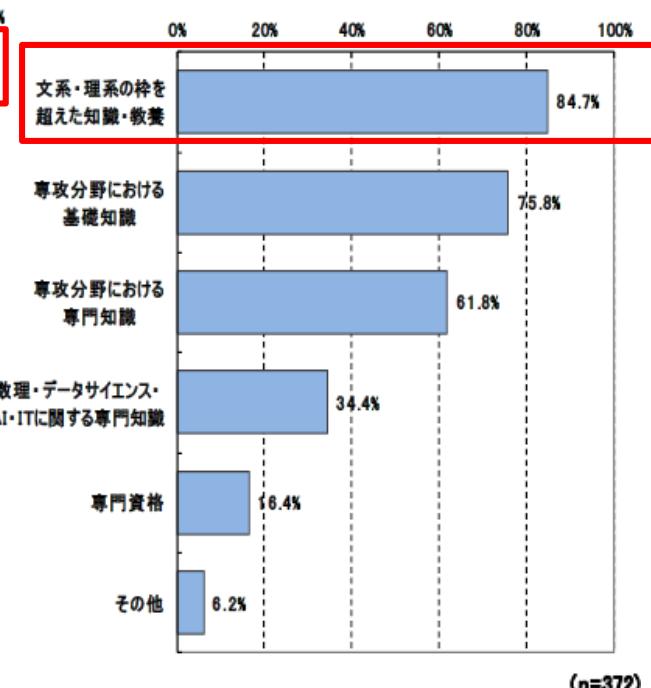
<特に期待する資質>



<特に期待する能力>



<特に期待する知識>

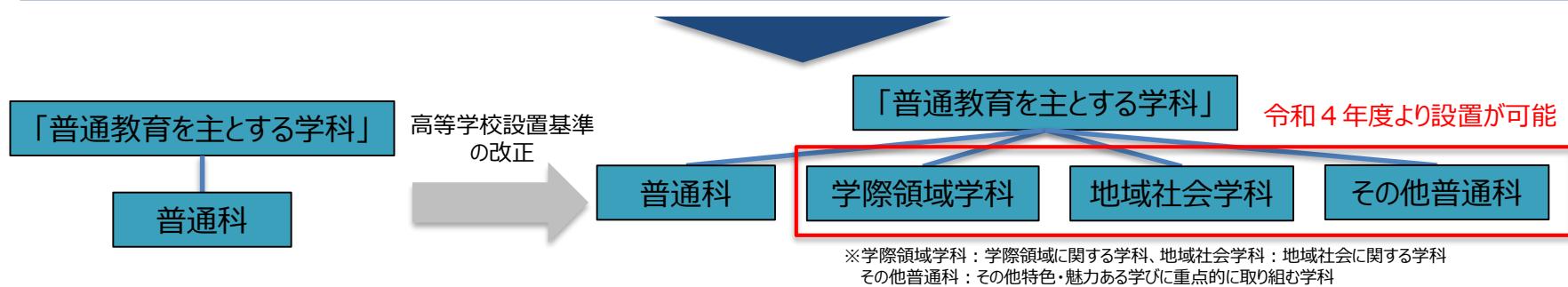


注: 資質・能力・知識についてそれぞれ3つまで選択可能

(出典) 一般社団法人 日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」

「普通教育を主とする学科」の弾力化－普通科改革の意義・概要

- 普通科には高校生の約7割が在籍する一方で、生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題があるとの指摘もなされており、「普通」の名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすいところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた特色・魅力ある教育を実現する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようとする。



学際領域学科

現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

新たな学科の法的位置づけ（高等学校設置基準の改正）

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適當な規模及び内容があると認められる学科とする。

2・3 [略]

新たな学科の名称（高等学校設置基準の改正）

(学科の名称)

第六条の二 高等学校の学科の名称は、学科として適當であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百三条の二各号に掲げる方針(第十九条において「方針」という。)にふさわしいものとする。

※新設する第6条の2は、新たな学科のみを対象とした規定ではなく、全ての学科に適用されるもの

「普通教育を主とする学科」の弾力化－新学科の要件

- (1) 各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、当該学校設定教科・科目（2単位以上）及び総合的な探究の時間を合計6単位以上、全ての生徒に対し、原則として各年次にわたって、履修させること
- (2) 学校設定教科・科目と総合的な探究の時間について、相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること
- (3) 学際領域学科においては、大学等の連携協力体制を整備すること
- (4) 地域社会学科においては、地域の行政機関等との連携協力体制を整備すること
- (5) 学際領域学科及び地域社会学科においては、関係機関等との連携を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めること

新たな学科において考えられる学校設定科目の例

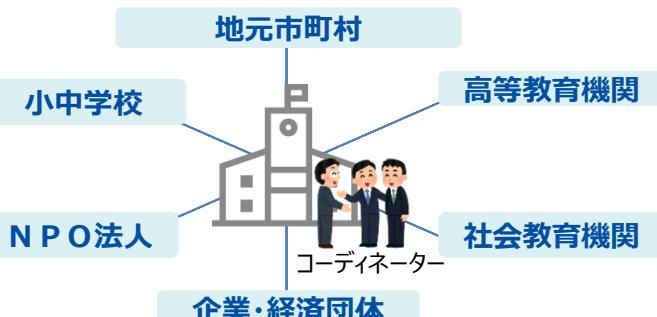
社会科学研究	社会科学的な考え方を用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案
クリティカルシンキング	文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成
グローバル探究	データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施
地域学	フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成

連携協力体制

＜学際領域学科の例＞



＜地域社会学科の例＞



総合的な探究の時間

- 各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」を踏まえ、新たな学科において着目する社会的課題を踏まえた総合的な探究の時間の目標・内容を設定

各学科において、目標を実現するにふさわしい探究課題を設定。「学際領域に関する学科」は複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みも超えるようなボーダレスな課題に、「地域社会に関する学科」は地域社会の様々な課題と魅力に着目し、探究の過程を通して資質・能力を育成

各教科・科目等や社会的課題に対応した学校設定教科・科目の特質に応じた「見方・考え方」を総合・統合しながら、「探究の見方・考え方」として働かせる

新たな学科の教育課題に対応した学校設定教科・科目

- 「学際領域に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する社会的課題に関連した新たな学問領域における最新の学術的知見等に関する系統的な知識及び技能等に基づき、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させて、当該社会的課題の分析や解決に資する統合的な学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく最先端の学びを実現

- 「地域社会に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する地域社会の課題や魅力に関する知見を基にして、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能を身に付け、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させて、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく実践的な学びを実現

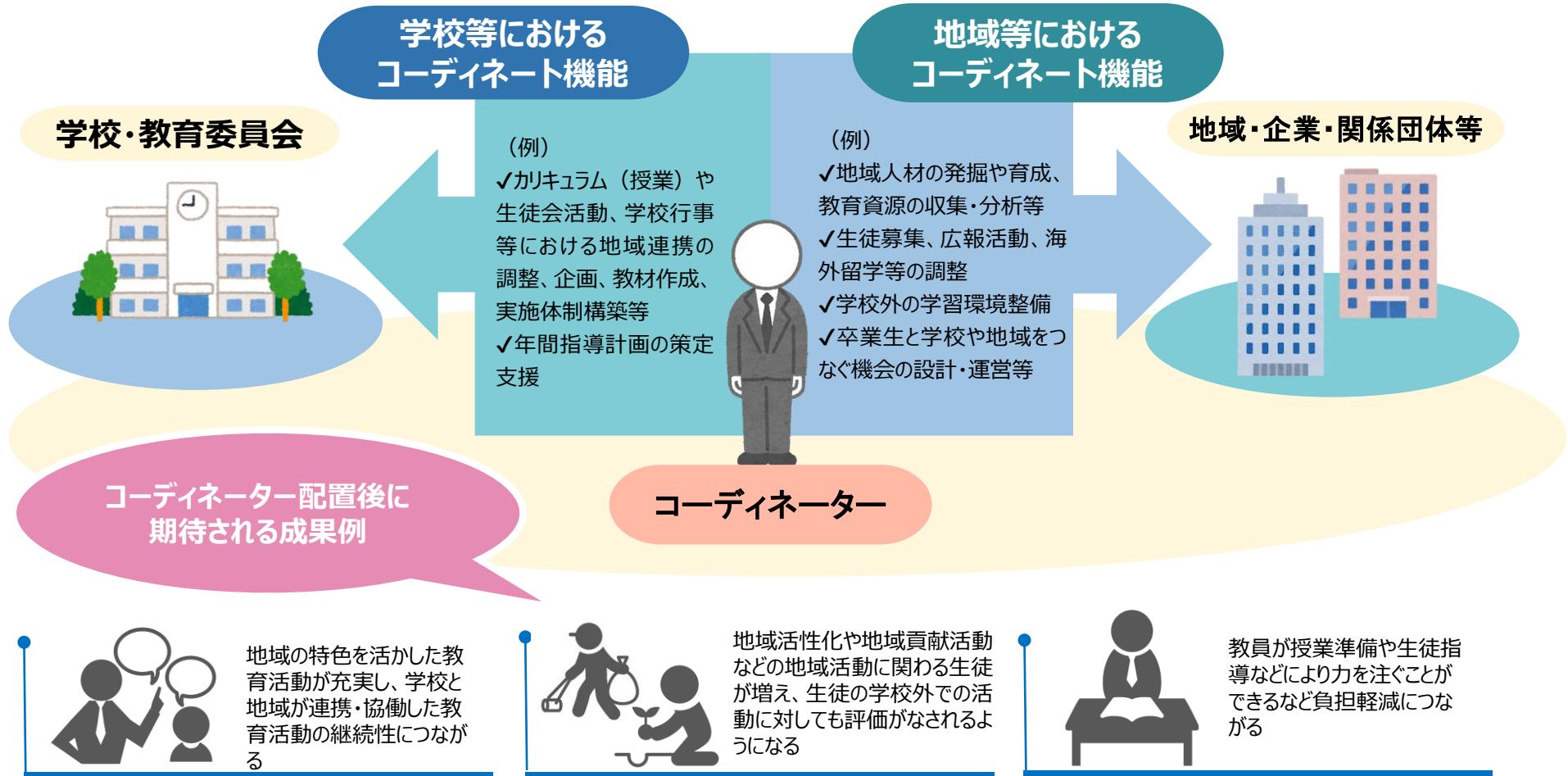
「三つの方針」に基づくカリキュラム・マネジメントを通じた
教育活動の展開

各教科・科目での学び

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」

コーディネーター業務の概要

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。



新たな学科の位置付け

- ✓ 全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台とした上で、
文系・理系の類型にとらわれずに、生徒の特性等を踏まえた学習の機会を提供
→他の学科における取組を牽引・先導する存在

●従来の普通科との違い

- ✓ 地域社会や我が国、世界が抱える現代的な諸課題に積極的に関わり、社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための領域横断的な学びに重点が置かれた学び

●総合学科との違い

- ✓ 新たな学科は普通教育に基盤を置くもの
↔総合学科は、普通科と職業学科とを総合する新たな学科として制度化（平成6年）

●普通科におけるコース制との違い

- ✓ 組織編成上の基本的な単位である「学科」に位置付けることで制度的な裏付けを付与
↔コースは、教育課程上の概念

新たな学科の設置時期（施行期日）

- ✓ 各高等学校において適切な時期に新たな学科の検討・設置を行うことができる制度設計を早急に講じるため、令和4年度から新たな学科の設置を設置者の判断により可能化（施行期日は令和4年4月1日）

岩手県立大槌高等学校が取り組む新しい教育への挑戦

事業構想

大槌高校魅力化コンセプト「大海を航る大槌を持とう！」を全ての生徒が実現し、「学ぶことが楽しい」「もっと学びたい」と思う魅力的な学びの環境を地域と共に創ります。

事業の目的 必要性

【生徒の視点】多様な能力・適性、興味関心を持った生徒に対しては一斉授業では対応できず**多様な学びを保証する個別最適化されたカリキュラムや教育方法の検討**が必要となっている。

【地域の視点】東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大槌町は真の復興を遂げるため、**復興を担う人材の育成、地域・社会教育の拠点としての高校の重要性**が増している。

培う 資質能力 (仮)

自律

- ・ジブンゴト(当事者意識)
- ・課題設定力
- ・自己調整(学び続ける力)

協働

- ・共感・相互理解
- ・OneTeam(地域の中での役割)
- ・リーダーシップ

創造

- ・レジリエンス(逆境)
- ・価値創造(半径50cm革命)
- ・チャレンジ

※詳細は地域やコンソーシアムでの議論を経て決定

特色・魅力ある教育の概要

①生徒自らが選択・調整できる学び

生徒が学習する科目を自己決定し学ぶ意義や意味を見出す支援を行う
例：選択制の地域と協働した探究科目を新たに設置(家庭・音楽等)

②地域社会を舞台に学ぶ実践的な問い合わせはじまる探究

生徒一人ひとりの興味関心や問い合わせはじまる探究的な学びを支援
例：総合的な探究の時間の充実(5単位)、
5教科で本格実施する学校設定教科地域みらい学(12単位)

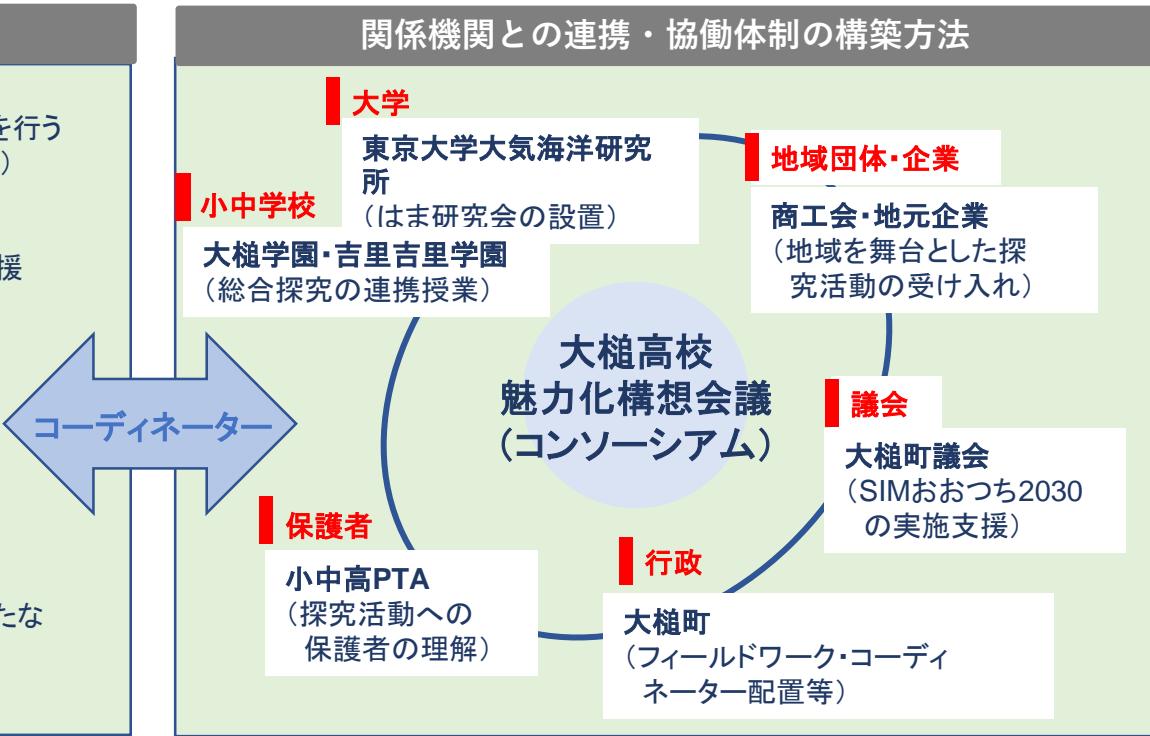
③放課後等の学校外に広がる探究的な学び

東大洋研や地域の団体や事業所等、放課後の居場所と連携した学び
例：東大洋研と連携した「はま研究会」、マイプロジェクト等

④個別最適なリメディアル教育の実践

多様な能力や適性を持った生徒の学習進度に応じて、ICT等の新たな教育方法を活用した学び直しを実践する
例：ICTドリルを活用した個別最適学習の時間確保

コーディネーターの配置



大槌町・認定NPO法人大カタリバと連携し、高校へ派遣。新学科（地域社会学科：仮称）移行を目指すコンソーシアム体制の支援、特色魅力ある教育課程・教育方法の実現に向けたカリキュラム・マネジメント、探究教科のカリキュラム策定支援等を担当。

【兵庫県立御影高等学校】学際領域学科

文理の枠を超えた学びを通して、広い価値を創造する“Society5.0の時代に求められる生徒”を育てる学際領域学科の創設

社会が抱えている課題
<ul style="list-style-type: none"> SDGsの実現やSociety5.0の到来。 文系・理系の知識・思考だけでは対処できない課題が多いが、文理を超えた学びが展開されていない。 課題を一面的に捉える傾向がある。

学科の特色
<p>探究を軸とし、人文科学・社会科学の学びに加え、自然科学分野も取り込んだ学びを展開。課題に協働的に取り組む学びを実施する。</p>

大学や研究機関、NPO等とコンソーシアムを創設。学びの共創による学科独自科目を展開。体系的に学びを深め、多様な認識を育てる。
--

総合人文コース15年間の実績を活かし、ワークショップ、STEAM講座、講演等、学科独自の取組を実施。生徒の資質・能力を養う。
--

学科独自の学び

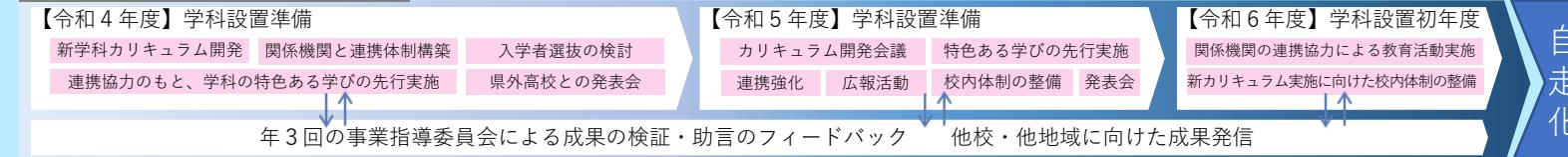
1年 (探究活動の基礎固め)	2年 (スパイラルに探究活動を実践)	3年 (探究活動のまとめ)
----------------	--------------------	---------------



コーディネーターの業務

学際的学びを新たに行うための高等教育機関や研究機関等との連携依頼や連絡調整、地域課題に係る探究活動充実のための行政機関や企業等との連絡調整、学科内容の周知・広報の検討、校内組織体制の整備等に加え、年数回開催予定のコンソーシアム会議・カリキュラム開発会議等、連携機関等との会議運営に携わり、学びの共創・事業全体の活性化に寄与。

3ヶ年実施計画



育てたい力



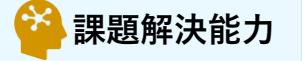
主体性

価値を見つけ生み出す感性
価値を見出す力・好奇心・発想力



協働性

リーダー性・フォロワーシップ



読解力・データリテラシー
数学的思考力・科学的思考力
現状分析力・実行力



発信力・対話力・創造性・構成力



文・理の枠を超えた高次の認識
多面的な認識・メタ認知能力

育てたい生徒像

これからの社会で活躍できる生徒

未来の自分を見据え、自ら問いを立て、主体的に最後まで粘り強く取り組むことができる生徒

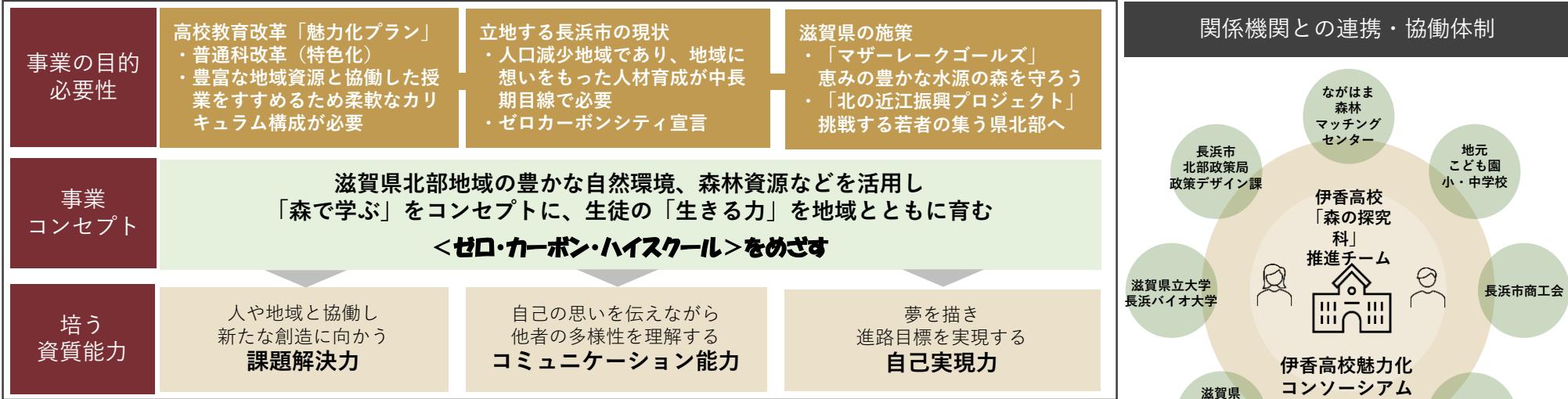
価値観の多様性を認め、誰とでも力を合わせて協働し、社会のリーダーとして活躍できる生徒

現状について正確に把握・分析し、見つけた課題を正しい知識や情報をもとに解決できる生徒

力強い一步を、情熱と知的好奇心とをもって踏み出し、失敗を恐れずに挑戦・発信できる生徒

スクールミッション達成

【滋賀県立伊香高等学校】 森の探究科 (地域社会学科：令和7年度)



特色・魅力ある教育の概要

●ポイント

持続可能な社会と琵琶湖に根ざした暮らしの創造、人と自然が共存する循環型社会構築に資する人材育成を図る。また、地域の森林資源などを活かしたまちづくりに関わり、地域活性化との相乗効果を目指す。

1. 「森・川・里・湖」が水系でつながる滋賀北部ならではの学び

滋賀県北部は淀川水系の水源地であり、豊かな森林や田園環境、人々の暮らしが根付く地域である。それらの地域資源を通して実体験に基づいた幅広い学びを深める。

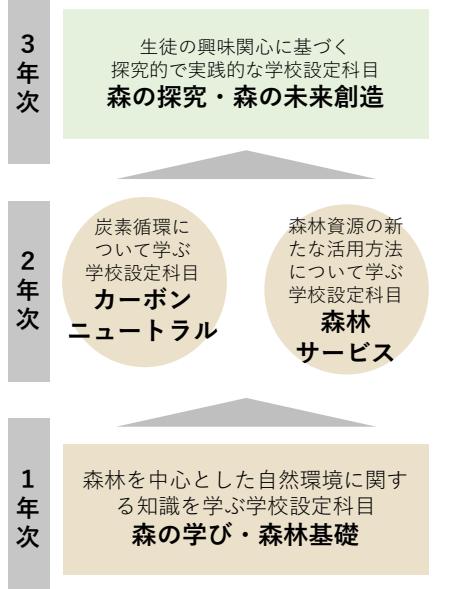
2. 地域内外の専門家と協働した循環型社会に関する実践的な学び

長浜地域には森林サービス産業や環境エネルギーに関連する専門家が数多く活動し市外との交流も活発である。そのような専門家と協働し実践知に基づいた教育プログラムを組み立てる。

3. 地元地域や長浜市など地域と連携した学び

高校が所在する木之本や長浜地域は若い移住者も増えており、活発な活動が行われている。そのような活動に高校も参画できるよう情報共有やコーディネート体制を整える。

学びのイメージ



- 長浜市や県庁関係課などの地域行政機関や地域教育機関、商工関係組織、森林関係組織などと連携をし、コンソーシアムを立ち上げる。
- 全体的な方針の審議を行うハイレベル会議と、個別の活動（例：森の探究活動、地域連携活動、保幼小中連携活動、など）を推進する部会の2階層とし、機動的に活動を推進できる体制とする。
- 新学科カリキュラム等を検討する校内推進チームに加え、県と市が協力し設置するコーディネーターが協働し運営を行う。

学校スローガン（合言葉）

「超えてゆけ」

（今日の自分を超えてゆこう）

【鹿児島県立種子島中央高等学校】その他普通科（設置（令和6年度））

～新学科設置の背景と必要性～

【デジタル社会の到来】

Society5.0 の到来により、世界中で**デジタル技術**を活用できる人材を求める動きがある。

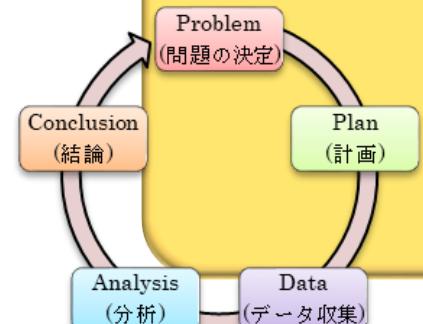
【離島における教育の充実化】

離島の地理的環境により、他の高校生と比べて**学びの機会**が限られる現状にある。

～目指す人材像～

デジタル技術を活用し、社会生活を変革できる資質・能力を身に付け、次世代（デジタル社会）を創造する人材

“デジタル人材”に求められる資質・能力の育成へ



- 「**デザイン思考**」とは、地域や社会における課題を自ら発見し、解決までの過程を筋道立てて構築することができる力
- 「**デジタル技術**」とは、課題解決のための有効的な手段として、目的に応じてデジタル技術を適切に選択・活用できる力

「デザイン思考」の具体

課題発見力
課題解決力
コミュニケーション力
創造的思考力 など

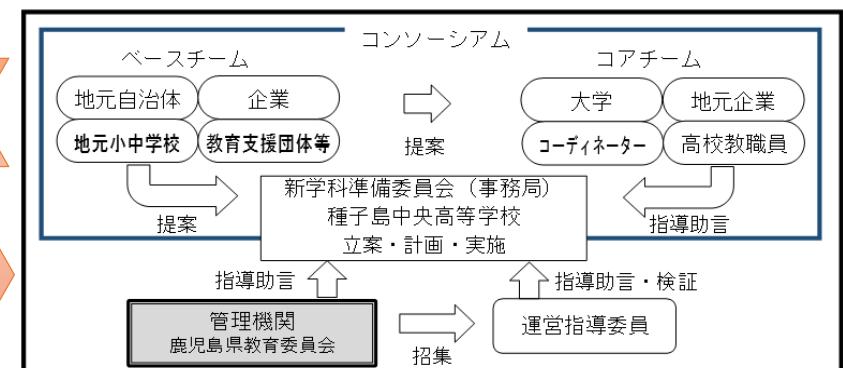


「デジタル技術」の具体

データ分析
ICT機器の活用
メタバース
情報発信スキル など

～特色・魅力ある教育活動～

- 学校設定科目（DX（仮名称））の実施
- 外部講師による実践的な課題解決型学習
- デジタル技術を積極的に活用した授業の実施
- 広がる視野・深まる思考を目指した教科横断型的授業の実施



2 普通科改革の他府県事例

①長崎県立松浦高等学校 【地域社会に関する学科（令和4年度設置）】

1 松浦高校の概要

- ・昭和36年に開校で、松浦市唯一の高等学校
- ・市内の中学校からの進学者数の減少等を課題とし、特色のある学科（地域科学科）を設置

2 松浦高校における学校改革の動き

平成25年度	・入学者の減少により、1学年4学級（定員160人）から3学級（定員120人）となる ・松浦市による就学支援制度開始
平成26年度	・商業科を新設し、普通科2学級、商業科1学級となる（定員120人）
平成29年度	・地域課題解決学習「まつナビ」スタート
令和2年度	・文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」研究指定（～R4年度）
令和4年度	・普通科（2学級）を地域科学科に改編 ・文部科学省「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）」研究指定（～R6年度）

3 特徴的な取組み

地域社会に関する課題探究学習（「まつナビ・プロジェクト」）の実施（「総合的な探究の時間」と学校設定教科「まつナビ」の週2コマを活用）

＜3年間の「まつナビ・プロジェクト」の流れ＞

	学年	内容
プレまつナビ	1年次	・松浦市役所や地域の企業人などによる講演を通じて地域課題のインプットを行う ・地域課題と生徒自身の興味・関心やキャリアと結び付けた「課題設定」を行う
まつナビ	2年次	・フィールドワークを中心とした「課題研究」を行う ・「まつうら仕事図鑑」の作成を通じて、地域や地域で働く人々の魅力を再認識する
ポストまつナビ	3年次	・2年次の「課題研究」を継続し、論文を作成する

4 連携協力体制

(1) 地域コーディネーター（前松浦市立中学校校長）

近隣の中学校や事業所との連携事業の調整

(2) コンソーシアム

松浦市長や市議会議長、松浦商工会議所会頭等からなる会議体であり、松浦高校の取組みに対する支援を行う

(3) まつうら高校応援団

「まつナビ」における生徒の課題研究やインターンシップ実施に協力してもらえる企業を募り、16の事業者が登録（令和5年6月末時点）

(4) 松浦市による就学支援制度

補習・土曜講座や模試・検定代の半額補助、離島からの航路代金や下宿代の補助等を行う（令和4年度、1400万円程度の支援を実施）

②熊本市立必由館高等学校 【地域社会に関する学科（令和6年度設置予定）】

1 必由館高校の概要

- ・明治44年に熊本市立実科高等学校女学校として開校
- ・卒業後の進路については、地元の私立大学を中心に9割の生徒が進学
- ・現時点では入学者選抜において志願割れが見込まれる状況ではないものの、少子化に伴う中卒者数の減少が確実であることから、学校の在り方を抜本的に見直す必要があった

2 必由館高校における学科改編

<現行>

普通科 (360人)	普通（6学級×40人＝240人）
	国際コース（1学級×40人＝40人）
	芸術コース（1学級×40人＝40人）
	服飾デザインコース（1学級×40人＝40人）

<令和6年度以降>

文理総合 探究科 (305人)	文理コース（7学級×35人＝245人）
	芸術コース（1学級×30人＝30人）
	生活デザインコース（1学級×30人＝30人）



3 特徴的な取組み（予定）

（1）学校設定教科「必由学」の設定

- ・1年次 熊本市役所との地域課題解決に向けた学習と熊本市関連施設等へのインターンシップ等
- ・2年次 大学や地域の企業と連携した課題探求型学習を実施

（2）熊本市役所等、地域社会の資源を活用した課題探求型学習の充実

- ・熊本市役所の全面的な協力体制のもと、まちづくりセンターや区役所、公民館など熊本市の所管する全ての施設・機関と連携を図る
- ＜資源の活用例＞

- テーマに応じて熊本市役所職員を講師として派遣するほか、熊本市役所でのインターンシップを実施
- 熊本市の歴史や風土、観光資源に関する調査分析やフィールドワークの実施
- 大学及び包括連携協定を結んだ企業等による教科等横断的・探究的学習への講師招聘
- 熊本市の広報媒体等を通じた学習成果の発表及び広報

（3）幅広い進路希望に対応する教育課程を編成

4 連携協力体制

（1）地域コーディネーター（熊本市教育委員会学校改革課教育審議員）

カリキュラム開発や年間指導計画の策定に関する支援を行うとともに、行政や企業など外部機関との調整連絡業務を行う

（2）コンソーシアム

熊本県立大学教授や熊本市政企画課長、熊本商工会議所副会頭等からなる会議体であり、高校と連携・協議し、事業計画の見直しを行う

③北海道立釧路湖陵高等学校 【学際領域に関する学科（令和6年度設置予定）】

1 釧路湖陵高校の概要

- ・大正2年に北海道庁立釧路中学校として開校
- ・昭和44年理数科を新設、平成24年に文部科学省からスーパー・サイエンスハイスクール（SSH）に指定
- ・令和3年度大学入試において、国公立大学合格者が124人（既卒生を含む）と、高い進学実績をあげている
- ・SSHの取組みを普通科にも広げ、探究的な学びを実施することが生徒の学力の向上につながり、進学実績が上がったこと等から、探究的な学びのさらなる充実を図るために、普通科を新たな学科に改編することにした

2 釧路湖陵高校における学科改編

<現行>

普通科	5学級×40人 = 200人
理数科	1学級×40人 = 40人



<令和6年度以降>

(仮) 文理探究科	4学級×40人 = 160人
理数科	1学級×40人 = 40人

3 特徴的な取組み（予定）

学校設定教科「湖陵クエスト」の設定

- ① 1年次（2単位）
 - ・データの取集や活用等、探究学習の手法を学ぶ授業を実施
 - ・地元企業や研究機関への訪問
 - ・大学や企業、研究機関との連携による「出前授業」や「講演会」の実施
- ② 2年次（1単位）
 - ・企業等と連携した合同研究や商品開発等の実施
 - ・自治体等と連携した施策改善に向けた提案等の実施
 - ・アカデミックインターンの実施（大学での学びを体験）
 - ・学習成果を発表する「探究サミット」の実施
- ③ 3年次（1単位）
 - ・データサイエンス等、情報活用技術の基礎を身に付ける授業を実施

「総合的な探究の時間」(3単位)
とあわせ、生徒の探究的な学びを
充実

4 連携協力体制

（1）コーディネーター（元高等学校教諭）

- ・「総合的な探究の時間」や「湖陵クエスト」等の企画・立案
- ・生徒募集、広報活動
- ・関係機関との連絡・調整

（2）コンソーシアム

- ・地元企業（釧路製作所や釧路コールマイン等）や、大学（北海道大学等）、研究機関（国立感染症研究所等）からなるコンソーシアムを形成し、その所属している職員や教員等が出前事業や講演会等、探究的な学習への協力

④福岡県立八幡高等学校 【学際領域に関する学科（令和6年度設置予定）】

1 八幡高校の概要

- ・大正8年に福岡県立八幡中学校として開校
- ・平成3年度に理数科を新設、平成23年度に文部科学省からスーパーインスハイスクール（SSH）に指定
- ・令和5年度大学入試において国公立大学合格者が165人（既卒生を含む）と、高い進学実績をあげている
- ・国の高大接続改革の動き等を踏まえ、探究的な学びや教科科目横断的な学びの充実を学校の特色とするため、新学科の設置を検討

2 八幡高校における学科改編

<現行>

普通科	5学級×40人 = 200人
理数科	2学級×40人 = 80人



<令和6年度以降>

新学科（旧普通科） ※新学科の名称は現在検討中	5学級×40人 = 200人
理数科	2学級×40人 = 80人

3 特徴的な取組み（予定）

（1）学校設定教科の設定

- ・1～3年次「知の追求」…複数の教科・科目間を融合し、物事や事象の諸相に気付かせ、学問と社会とのつながりや学びの意義を得させる
(例) 保健体育×物理 「サッカーのキック動作を物理学的に理解する」
生物×物理 「ミツバチの8の字ダンスと光の透過等について理解する」
- ・3年次「知の探究」…総合的な探究の時間に行った研究内容について、データを科学的に分析したうえで、自分の考えを論理的にまとめ、表現する能力を育成する

（2）総合的な探究の時間

- ・1～2年次 探究活動「夢現∞プロジェクト」の実施
コンソーシアムの構成機関（北九州工業大学、北九州市立大学などの地元大学および北九州市役所や民間企業）の協力を得ながら、生徒がグループでSDGsの目標を達成するための課題研究を実施

（3）生徒の進路実現をめざした質の高い授業と、放課後や長期休暇中の講習を実施

4 連携協力体制

（1）コーディネーター（常勤の職員を雇用、以下の業務に従事）

- ・コンソーシアムの企画・運営
- ・総合的な探究に係る企画・運営およびコンソーシアム構成機関との連絡調整
- ・生徒および教職員の意識調査の実施・分析
- ・中学生、保護者、地域への広報活動

（2）コンソーシアム

北九州市役所、九州工業大学、九州市立大学、環境ミュージアム、シャボン玉石けん株式会社、日本国際連合協会等からなるコンソーシアムを形成し、学際領域に関する学びと探究的な学びに対する指導・助言を実施

2 普通科改革の他府県事例まとめ

地域社会に関する学科

- 生徒数減少が見込まれる地域における普通科の魅力化、教育内容の充実
- 地域のニーズ、生徒・保護者のニーズに応える教育活動の実施
- 身近な地域社会の課題解決や魅力発見に向け、3年間を通じた系統性のある探究活動を実施
- 地域の市役所や企業、大学等との密接な連携体制の構築
(コンソーシアム、高校応援団など)
- 高校と地域社会をつなぐ人材の配置 (地域連携コーディネーター)

学際領域に関する学科

- 高大接続を意識した「深い学び」に向けた教育内容の充実
- 学校設定教科・科目を設定し、複数の教科・科目を融合した授業を実施
- SDGs の実現などグローバルな社会課題の解決に向け、3年間を通じた系統性のある探究活動を実施
- 大学や国際機関、民間企業等の協力・支援による課題研究の充実
(コンソーシアムの構築)
- 高校と外部機関をつなぐ人材の配置 (連携コーディネーター)

3 普通科改革の方向性（これまでの府における普通科高校の取組み）

■ 普通科専門コースの設置（35校）

普通教育を主とする学科に、専門教育に関する教科・科目を充実させたコースを設置（コースに関連する専門教育に関する教科・科目を12単位以上履修）
例：外国語、芸術、体育、教職、保育、福祉、看護 など

■ 地域との連携

地元自治体や小中学校、大学、企業等と連携し、高校生が企画運営に携わったり、地域住民と協力しあつたりする取組みを実施
例：地域との協働（地域イベントや清掃活動への参加・協力）
地域の魅力発信（歴史遺産PR大使、名産品開発の提案）
小中学生対象イベント等の開催（理科教室、スポーツ大会） など

■ 大学や企業との連携

大学や企業と連携し、生徒に体験的な学びの機会を提供するとともに、さまざまな社会課題について課題の解決方法を考え、発表するような探究的な学びを実施
例：大学教員や企業の方による講演会の実施
企業と連携した「まちづくり」や「伝統継承」等をテーマにした課題研究

これまで特色ある教育内容の実施や、地域・企業・他校種等との連携を行っているが、
単発の取組みとなっていることが多く、系統立てて行えていないことが課題

3 普通科改革の方向性（地域社会に関する学科）

（1）コンセプト

1市町村1校の高校をはじめ、地域との連携が深い高校において、地域の様々な立場の人との協働のもと、3年間を通じた系統性のある取組みを実施

（2）取組みの例

- 探究活動のテーマとして地域のことを取りあげ、考える力を身につける
(地域の魅力発見や、環境・福祉など地域の諸問題に関する探究 など)
- 多様な進路希望に対応する教育課程の編成
- 地域の小・中学校等との連携・交流
(理科教室、スポーツ大会、合同教員研修 など)

（3）連携協力体制の構築

- 官公庁や地域企業・大学、NPO等との連携体制の構築
(探究活動における連携協力、インターンシップの実施 など)
- 地域連携室の設置、地域連携コーディネーターの配置

地域の魅力発信や課題解決への提案など、地域に貢献する学校をめざす

3 普通科改革の方向性（学際領域に関する学科）

（1）コンセプト

大学や国際機関、企業等と連携して、多様な分野の学びに接したり、グローバルな社会課題の解決に向けた探究的な活動を行ったりするなど、3年間を通じた系統性のある取組みを実施

（2）取組みの例

- 大学や企業と連携し、研究施設等への訪問や専門家から直接指導を受けること等により、「本物の学び」を体験
- 探究的な学びの充実もしくは複合的な学びができる授業を実施
(学校設定教科・科目を新設)
- 探究活動をより深めることができる授業を実施
(データサイエンスや英語によるディベートディスカッションなど専門教科・科目等を開設)

（3）連携協力体制の構築

- 大学や国際機関、企業等との連携体制の構築
(探究活動への指導・助言、研究発表会への講師派遣など)
- 関係機関と連絡調整を行うコーディネーターの配置

複合的な学問分野や新たな学問分野に即した、特色・魅力ある学びができる
学校をめざす

4 多様なニーズに応える学習機会の保障

(1) 審議の方向性

生徒や保護者のニーズが多様化しており、府立高校における学習機会の保障について検討

課題	検討の方向性
不登校生徒、配慮の必要な生徒など、柔軟な学びを求める生徒の増加 → 昼間の高校への進学率が減少	<ul style="list-style-type: none">● これまで府が設置してきた特色ある学校について、十分生徒・保護者のニーズに応えられているかを検証<ul style="list-style-type: none">・ 多様な教育実践校・ エンパワメントスクール・ 多部制単位制、昼夜間単位制・ 夜間定時制・ 通信制● 上記以外で新しいタイプの学校の必要性について
日本語指導の必要な生徒の増加 → 多言語化・少数散在化	<ul style="list-style-type: none">● 特別枠を設けている学校（8校）での受入れについて検証● 上記以外の対応策について



検討するにあたっては、不登校生徒や日本語指導の必要な生徒等について知見を有する者や実際に実務に携わる専門家の知見を踏まえる必要

(2) 専門部会の設置

■多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会

■部会委員（案）

（五十音順）

氏名	職名	分野
明石 一朗	関西外国語大学短期大学部 教授	教育学
田中 勝則	A'ワーク創造館事業部 部長	キャリアデザイン、人材育成
中井 好男	大阪大学大学院 准教授	日本語教育
野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事	特別支援教育
野田 正人	立命館大学大学院 特任教授	社会福祉学、教育心理学、臨床心理
細越 浩嗣	高石市立高石中学校 校長	教育行政、義務教育

■テーマ（案）

多様なニーズに応える学習機会の保障

不登校生徒、配慮の必要な生徒など柔軟な学びを求める生徒や、
日本語指導の必要な生徒の増加への対応

- ▶ 令和6年1月 部会の審議結果を本学校教育審議会に報告予定

調査審議の為、本審議会の専門委員として委嘱

大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 運営要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則(昭和43年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会(以下、「審議会」という。)に設置する、多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会(以下、「部会」という。)に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(部会)

第2条 部会は、大阪府立高校における生徒や保護者のニーズの多様化を踏まえた学習機会の保障について調査審議する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高校教育改革課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号
昭和五一年三月三一日教委規則第六号
昭和五二年六月一三日教委規則第八号
昭和五四年一一月五日教委規則第八号
昭和五六年三月三一日教委規則第二号
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号
昭和六三年四月一日教委規則第二号
平成四年三月三一日教委規則第八号
平成一一年三月三一日教委規則第二号
平成一二年七月四日教委規則第一六号
平成一八年三月三一日教委規則第四号
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号
平成二三年三月二八日教委規則第三号
平成二四年三月三〇日教委規則第三号
平成二四年一一月一日教委規則第三五号
平成二八年三月三一日教委規則第一五号
令和二年一二月一一日教委規則第一七号
令和四年三月二十八日教委規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正）

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担任事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

（昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正）

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適當と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正）

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

（平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正）

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・追加)

(部会)

第七条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六、令四教委規則四・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年教委規則第六号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年教委規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大坂府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。